保護者用資料

大切なお子様の命を交通事故から守るために

御存じですか？

1　自転車安全利用五則の徹底

〇自転車を利用するにあたり、被害者・加害者にならない為にも、「**自転車安全利用五則**」の徹底を御家庭においても御指導願います。

自転車安全利用五則	・**車道が原則、左側を通行　歩道は例外、歩行者優先** ・**交差点では信号と一時停止を守って、安全確認** ・**夜間はライトを点灯** ・飲酒運転は禁止 ・**ヘルメットを着用**

2　自転車ヘルメットの着用について

〇令和５年４月１日から、
自転車に乗車する全ての方を対象に、
乗車用ヘルメットの着用が努力義務
となりました。

・自転車事故で亡くなられた方の致命傷となった部位は、頭部が約７割を占めてます。

・自転車は不安定で転倒すると怪我につながりやすい乗り物です。
ヘルメットは、頭部への衝撃を軽減する大きな効果があります。

・万が一の事故の時に命を守るため、ヘルメットの着用をお子さんにお声掛けください。

3　自転車保険に加入していますか？

○交通事故には、「被害」、「加害」、「自損」の場合が考えられますがいずれの場合も、<u>自己責任</u>です。

- 学校では、生徒が交通事故に遭わないよう、交通安全に関する指導や教育、注意喚起などを行います。
- 御家庭では、「毎朝、家を出る際に注意を呼び掛ける」など、家庭だからこそできる取組をお願いします。

○生徒が加害事故を起こした場合、多額の<u>損害賠償が生徒本人や、生徒の保護者に対して請求</u>されることがあります。

- 「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では、保護者はお子様が自転車を利用するときは、自転車損害賠償責任保険等の加入が義務付けられています。

《未成年本人に賠償金の支払が命じられた事例》
男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜め横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24 歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。
（賠償額：9,266 万円　東京地方裁判所、平成 20 年６月５日判決）

4　県内高校生の交通事故発生状況　（警察統計資料参照）

○令和５年中の高校生の交通事故は 996 件、そのうち自転車事故は 789 件です。

○自転車事故は登下校の時間に多く発生しています。

高校生の違反別発生状況

区分		第１当事者	構成率	第２当事者	構成率
合計		218	…	600	…
自転車の違反	小計	218	100.0	417	100.0
	一時不停止	89	40.8	1	0.2
	安全不確認	38	17.4	112	26.9
	信号無視	7	3.2		
	前方不注視	25	11.5	7	1.7
	交差点安全進行	17	7.8	208	49.9
	徐行違反	8	3.7	10	2.4
	ﾊﾝﾄﾞﾙ・ﾌﾞﾚｰｷ操作	7	3.2		
	動静不注視	14	6.4	58	13.9
	右側通行	3	1.4	9	2.2
	歩道等通行			3	0.7
	優先通行妨害				
	通行方法違反	1	0.5	1	0.2
	安全速度	1	0.5		
	右折違反				
	左折違反				
	燈火違反				
	その他の違反	8	3.7	8	1.9
違反なし（自転車）		…	…	160	…

高校生事故の時間帯別発生状況

区分	高校生事故				
		自転車事故		歩行者事故	
	件数	件数	構成率	件数	構成率
合計	996	789	79.2	23	2.3
00 ～ 02時	1				
02 ～ 04時	1				
04 ～ 06時	2	1	50.0		
06 ～ 08時	275	252	91.6	2	0.7
08 ～ 10時	178	158	88.8	1	0.6
10 ～ 12時	57	40	70.2	1	1.8
12 ～ 14時	62	44	71.0	2	3.2
14 ～ 16時	91	63	69.2	2	2.2
16 ～ 18時	150	109	72.7	6	4.0
18 ～ 20時	113	79	69.9	5	4.4
20 ～ 22時	57	39	68.4	3	5.3
22 ～ 24時	9	4	44.4	1	11.1

○高校生の交通違反に多いものは、一時不停止、安全不確認です。